

| | |
|--------------------------|---|
| ごみ貯蔵機器事件（特許権侵害差止等請求本訴事件） | |
| 事件の表示 | 平成21年（ワ）第44391号 特許権侵害差止等請求本訴事件 平成23年（ワ）第19340号 同反訴事件 平成23年12月26日判決言渡 本訴原告：サンジェニック・インターナショナル・リミテッド 本诉被告：アプリカ・チルドレンズプロダクツ |
| 判決 | 本诉被告（反訴原告）は、別紙イ号物件目録記載の製品を輸入し、販売し、又は販売の申出をしてはならない。 2 本诉被告（反訴原告）は、別紙イ号物件目録記載の製品を廃棄せよ。 |
| 参照条文 | 特許法第100条第1項，第2項 |
| キーワード | 構成要件充足性（直接侵害） |

〔事実関係〕

1. 事案の概要

本件本訴は、ゴミ貯蔵機器に関する特許権及び汚物入れ用カセットに関する意匠権を有するとともに、従前、本诉被告・反訴原告（以下「被告」という。）の旧会社との間で販売代理契約を締結していた本訴原告・反訴被告（以下「原告」という。）が、被告に対し、上記特許権、意匠権、販売代理契約に基づいて、被告が輸入・販売等している別紙イ号物件目録記載の製品（以下「イ号物件」という。）は、上記特許権及び意匠権を侵害する、あるいは、被告は上記契約において同契約の終了に伴う原告の知的財産権の使用の停止を約した等と主張して、イ号物件の輸入・販売等の差止（特許法100条1項，意匠法37条1項，上記約定）及び廃棄（特許法100条2項，意匠法37条2項）を求めるとともに、損害賠償（特許法102条2項，3項，意匠法39条2項，3項，民法709条）として（略）支払を求める事案である。

2. 本願発明の内容

[特許請求の範囲]

請求項数：20項、独立請求項：請求項1，9，11，12，13，14

【請求項14】（本件発明1）

A（A） ごみ貯蔵機器の上部に備えられた小室に設けられたごみ貯蔵カセット回転装置に係合され回転可能に据え付けるためのごみ貯蔵カセットであって、

B（B） 該ごみ貯蔵カセットは、

（B-1） 略円柱状のコアを画定する内側壁と、

C（B-2） 外側壁と、

- D (B-3) 前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、
- E (B-4) 前記内側壁の上部から前記外部壁に向けて延出する延出部であって、使用時に前記ごみ貯蔵袋織りが前記延出部をこえて前記コア内へ引き出される延出部と、
- F (B-5) 前記ごみ貯蔵カセットの支持・回転のために、前記ごみ貯蔵カセット回転装置と係合するように、前記外側壁から突出する構成と、を備え、
- G (C) 前記ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられるように構成された、
(D) ごみ貯蔵カセット。

【請求項 11】(本件発明 2)

- H (A) ごみ貯蔵機器の上部に設けられたごみ貯蔵カセットを受け入れる小室と、
- I (A) 前記小室内で前記ごみ貯蔵カセットを回転させるために、前記小室内に回転可能に据え付けられ、前記ごみ貯蔵カセットに係合するように形成されたごみ貯蔵カセット回転装置と、を備えるごみ貯蔵機器であって、
- J (B) 前記ごみ貯蔵カセット回転装置は、
(B-1) 上部環と、
- K (B-2) 該上部環から下方へ延びる円筒壁と、
- L (B-3) 前記ごみ貯蔵カセットの回転のためにごみ貯蔵カセットを支持するための、該円筒壁の下部から内側へ突出するフランジと、を備え、
- M (C) 前記ごみ貯蔵機器は、前記ごみ貯蔵カセット回転装置に係合・支持されるごみ貯蔵カセットをさらに備え、
- N (D) 前記ごみ貯蔵カセットは、
(D-1) 略円柱状のコアを画定する内側壁と、
(D-2) 外側壁と、
- P (D-3) 前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、を備え、
- Q (E) 前記ごみ貯蔵カセットは、前記外側壁に設けられ、前記外側壁から突出し、前記小室内に設けられたごみ貯蔵カセット回転装置と係合するように備えられた構成を有し、
- R (F) 前記ごみ貯蔵カセットは前記構成によってごみ貯蔵カセット回転装置の前記内側へ突出するフランジから吊り下げられるように構成された、
(G) ごみ貯蔵機器。

ここで、下線部は補正箇所を指す。

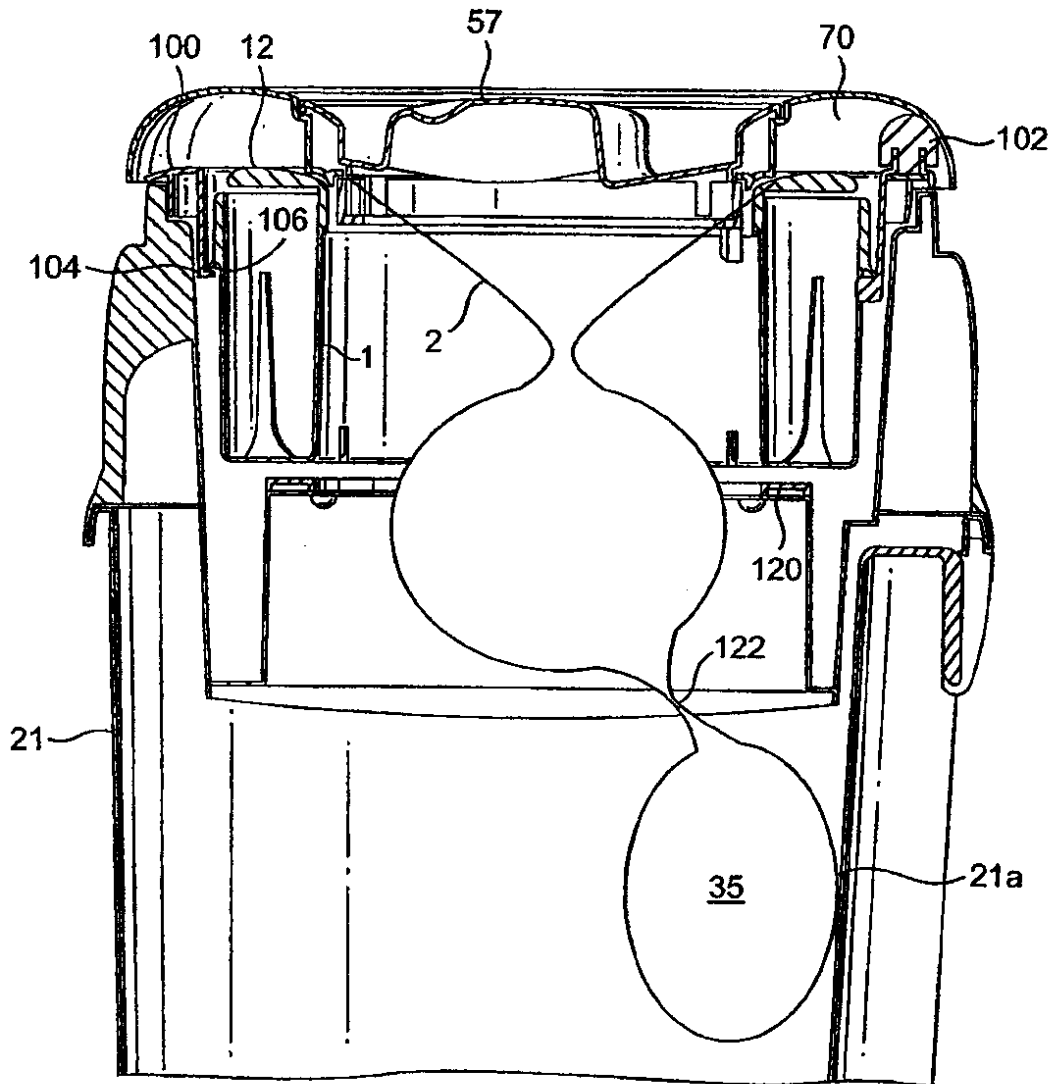
[本願明細書の内容]

ごみ貯蔵カセット 1 が、ごみ貯蔵カセット回転装置 104 と係合して据え付けられるこ

とにより、ごみ貯蔵カセット回転装置 104 から吊り下げられる構成とした。

これにより、ごみ貯蔵カセットの回転抵抗を低減させることができる。

【図 4】



3. イ号物件の構成

- a ごみ貯蔵容器の上部に取り付けるためのごみ貯蔵カセットであり、
- b ごみ貯蔵カセットは、
 - b-1 略円柱状のコアを画定する内側壁と、
 - b-2 外側壁と、
 - b-3 前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、

b-4 前記内側壁の上部から前記外側壁に向けて延出する延出部であって、使用時に前記ごみ貯蔵袋織りが前記延出部をこえて前記コア内へ引き出される延出部と、

b-5 前記外側壁外周面の円周方向の等間隔の4箇所欠缺部を有する突出部と、を備える。

4. 本件発明とイ号物件との対比等

イ号物件は、本件発明1の構成要件B～E（B～B-4）を充足する。これについて争いはない。

5. 被告の主張

本件発明1のごみ貯蔵カセットは、「ごみ貯蔵カセット回転装置に係合されて回転可能に据え付け、かつ、ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられる」との用途等に限定されるものと解される。

出願人（原告）は、本件特許の出願経過において、特許庁から拒絶理由通知（乙25）を受けたが、公知技術（乙20～22、26）と本件発明1との差異点を明確にするため、「前記ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられるように構成された」との構成要件G（C）を補正により追加した上（甲5）、ごみ貯蔵カセット回転装置と必ず係合して据え付けられることにより、ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられるという使用態様を必須の構成とすることを強調し（乙27）、特許を取得したから、出願人（原告）は、回転装置欠落ごみ貯蔵機器に取り付けて使用することができるようなごみ貯蔵カセットについては、公知技術と相違がないとして、本件発明1より意識的に除外したものである。

本件発明1のごみ貯蔵カセットは、ごみ貯蔵カセット回転装置に係合されて回転可能に据え付け、かつ、ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられるように構成されたことを本質的特徴とし、この用途に限定して使用されるものを意味すると解され、「回転装置欠落ごみ貯蔵機器」に取り付け可能なごみ貯蔵カセットは、意識的に技術的範囲から除外されている。「回転装置欠落ごみ貯蔵機器」に取り付け可能なごみ貯蔵カセットが技術思想の範囲に含まれるとの原告の主張は、禁反言の原則に照らしても許されない。

6. 原告の主張

本件発明1のごみ貯蔵カセットは、「ごみ貯蔵カセット回転装置に係合されて回転可能に据え付け、かつ、ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられる」との用途等に限定さ

れるものではないと解される。

イ号物件は、構成要件A（A）、F（B-5）、G（C）を充足する。

仮に、イ号物件を、回転装置欠落ごみ貯蔵機器に取り付けて使用することが可能であるとしても、そのような特徴と、構成要件A（A）、F（B-5）、G（C）の充足は両立可能である。

直接侵害の議論において、発明の全構成要件を満たすものが、発明の全構成要件の充足と両立可能なその他の用途のために用いることができるという特徴を有するとしても、構成要件該当性は否定されない。

7. 裁判所の判断

本件明細書においては、上記の構成のみに限定し、それ以外の用途に使用される構成を含むことを排除するような記載は特段存していないこと、回転装置が欠落したごみ貯蔵機器にも適合することが本件発明1のごみ貯蔵カセットとしての技術的意義を損なうことをうかがわせるような記載は存在しないことからすると、本件発明1のごみ貯蔵カセットについては、ごみ貯蔵カセット回転装置に係合して吊り下げられる構成ではあるが、かかる用途等に限定されるものではないと解するのが相当であり、このように解することが、本件明細書の記載にも整合するというべきである。

したがって、本件明細書の記載によっても、本件発明1のごみ貯蔵カセットは、上記用途に限定されるものではないと解するのが相当であり、これに反する被告の主張を採用することはできない。

イ号物件は、本件発明1の構成要件A（A）～G（D）のすべての構成要件を充足し、その技術的範囲に属している。

以上